

※ 申請書の添付書類 ※

1 申請書(入居予定日及び排水設備の予定日をご記入下さい。)

- ・ 申請の日から“ます”設置完了まで、概ね3か月程度要します。
(調査測量設計、警察協議、関係機関(道路管理者等)許可申請に期間を要するため)
- ・ 排水設備業者の連絡先、担当者などが決定していれば教えて下さい。

2 ます設置要望見取図(申請書裏面)

- ① 設置希望の位置を示したもの。官民境界、隣接境界からの距離などを明記。
 - ・ 道路(下水道本管埋設有)より○. ○○m
 - ・ 隣接境界より○. ○○m
(既存構造物からの距離など)
- ② 設置場所に関しての車両通行の有無(防護蓋の設置有無の確認)
- ③ 地表面からの希望される樹底(流入管底)までの深さ(H=○. ○○m)
 - ・ 深さが1m以上となる場合
 - ・ 下水道本管が浅く、取付管の延長が長くなる場合
→ 下水道台帳により下水道本管底高(マンホール高ー管底高)を確認のうえで、土被り等を十分検討すること。
※ 原則として、前面が市道の場合、土被り1m以上必要となります。
私道内は、最低土被り0.6mです。
(排水設備流末～公共ますの流入管底)
- ④ 排水設備の管径(φ100、φ125、φ150)をご確認下さい。
排水人口、排水勾配等により規定があります。

《排水人口別管内径と勾配の関係》条例抜粋

【人口】	【管内径】	【勾配】
150人未満	100mm以上	100分の2以上
300人未満	125mm以上	100分の1.7以上
500人未満	150mm以上	100分の1.5以上
500人以上	200mm以上	100分の1.2以上

3 位置図(ゼンリン地図等)写し…A4サイズに当該地を示すこと。

※勾配は、やむを得ない場合100分の1以上とすることができます。

4 字図(公図)の写し【法務局より取得】

5 登記事項要約書の写し【法務局より取得】

農地転用許可後、すぐに住宅を建築する予定であり、分筆・所有権移転登記が建築完了後に行われる場合など、汚水樹設置工事が間に合わないことが予想される場合は、『売買契約書の写し』と『農地転用許可書の写し』を提出して下さい。

6 その他、参考となる資料(家屋平面図、配管図など)

7 写真

- ・ ます設置箇所がわかるような写真(正面、側面、接写、遠景等)